

## 商法 出題の意図

相続が生じた場合の株式の共有と株主権行使の方法について摘示すること、さらに、株主総会において株主の議決権行使が阻害された場合において、当該株主総会の効力をどのように争うのかについて、その手法及び見通しについて検討することを求める問題である。

相続が生じた場合に、遺産分割協議未成立時点では株式は共有状態になり（民法898条）、会社に対して株主としての地位を行使するためには、行使者の通知（106条）を行う必要がある。このような基本的な手続についての知識を確認したい。

さらに、株主総会の効力を争う手法について、取消、無効確認、不存在確認のそれぞれが具体的にどのような事由に基づいて認められるのかを理解しているのかどうかを問う。特に、本件で中心的な問題となる Bによる議決権行使をさせなかったことについて、最高裁昭和46年3月18日民集25巻2号183頁などを基にして、本件株主総会決議取消を、取り消しうるか検討することを求める。裁量棄却についても検討していれば、加点要素とする。